

平成18年5月19日

## 各 位

会社名 古河スカイ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉原 正照  
(コード番号: 5741 東証一部)  
問合せ先 取締役 宇多田 元  
(TEL: 03-5295-3810)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第3期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ①当会社に設置する機関についての規定を新設いたします。(変更案第4条)
  - ②株券を発行する旨の規定を新設いたします。(変更案第7条)
  - ③単元未満株主が行使できる権利についての規定を新設いたします。(変更案第10条)
  - ④株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するための規定を新設いたします。(変更案第16条)
  - ⑤株主総会における議決権の代理行使について代理人の数を明確にするため、所要の変更を行います。(変更案第18条)
  - ⑥経営判断をより機動的かつ効率的に行えるように、書面または電磁的記録による取締役会決議を可能とする旨を定めます。(変更案第25条)
  - ⑦社外監査役の招聘に資するように、また社外監査役が期待される役割を十分に發揮することができるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定めます。(変更案第35条)
  - ⑧その他旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更いたします。
- (2) 今後の事業拡大に備え、事業の目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (3) 資本政策を機動的に遂行できるように、取締役会決議による自己の株式の取得ができる規定を新設するものであります。(変更案第8条)
- (4) その他条文の整理、一部表現の変更、字句の修正、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日（水曜日）  
定款変更の効力発生日 平成18年6月28日（水曜日）

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、古河スカイ株式会社と称する。 英文では、Furukawa—Sky Aluminum Corp.と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、古河スカイ株式会社と称し、英文では、Furukawa—Sky Aluminum Corporationと表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. アルミニウムおよびアルミニウム合金の製造、加工、販売 2. 前号に関連する製造、加工、販売会社の経営管理、コンサルティング 3. 第1号に関連する原材料、補助材料および機械器具の製造、販売 (新設) <u>4.</u> 前各号に関連する運送、物流管理およびそれらのコンサルティング <u>5.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4.</u> 第1号に関連する土木、建築工事の設計、施工および請負 <u>5.</u> (現行どおり) <u>6.</u> (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新設) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は400,000,000株とし、すべて普通株式とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は400,000,000株とし、すべて普通株式とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(株券の発行)</u> <u>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</u>
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u> <u>第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 ② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。	<u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> <u>第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</u> ② 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>(基準日)</u> 第7条 当会社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定期株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削除)
<u>(名義書換代理人)</u> 第8条 当会社は、株式につき、名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	<u>(株主名簿管理人)</u> 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第9条 当会社の <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示</u> またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会 (招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第13条 (現行どおり)
(新設)	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集者) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役社長がこれを招集する。 ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	(招集者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(議長) 第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	(削除)
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。	(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。	第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として議決権を行使することができる。
② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	② (現行どおり)
<u>(議事録)</u>	
第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印し、これを当会社に保存する。	(削除)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第16条 当会社の取締役は、12名以内とする。	第19条 (現行どおり)
(選任)	(選任方法)
第17条 当会社の取締役は、株主総会において <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</u>	第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(新設)	
(任期)	(任期)
第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。	(削除)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第19条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選任し、そのうち1名を取締役社長とする。	第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。
② 取締役会は、その決議をもって取締役中より、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。	
(取締役会の招集者および議長)	(取締役会の招集者および議長)
第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	

現 行 定 款	変 更 案
(通知) 第21条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設) <u>(決議)</u> 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。	(取締役会の決議方法と決議の省略) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
(新設) <u>(議事録)</u> 第23条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。	(削除)
(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第25条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第5章 監査役および監査役会 (員数) 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。	第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 (現行どおり)
(選任) 第27条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第29条 監査役は互選により常勤の監査役を選任する。	(常勤監査役) 第31条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。
(通知) 第30条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	
(決議) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(議事録) 第32条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。	(削除)
(報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第35条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を<u>決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定により中間配当をすることができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の利益配当金および中間配当金には利息はない。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剩余金の配当)</p> <p>第37条 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に對し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剩余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 配当金には利息をつけない。</p>